

公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 部分公開
	<input type="checkbox"/> 非公開	

平成 29 年度第 1 回浜松市景観審議会会議録

- 1 開催日時 平成 29 年 5 月 23 日（火） 午後 3 時 00 分から午後 5 時 00 分
- 2 開催場所 浜松市役所本館 8 階 第 3 委員会室
- 3 出席状況
- | | |
|------|---|
| 委員 | 黒田 宏治（会長）、大石 芳子、
金田 享子、楠ヶ谷 良巳、坂田 卓也、
尾藤 文人、正木 伸之、守屋 勝博 |
| 事務局 | 岡本 都市整備部長
土地政策課 木俣 課長
鈴木 課長補佐
八尋 景観推進グループ長
内藤 景観広告グループ長
緑政課 加茂 課長
廣野 課長補佐
加藤 緑地保全グループ長 |
| 欠席委員 | 小杉山 晃一、丹羽 聡子 |
- 4 傍聴者 2 人（一般：0 人、記者：2 人）
- 5 議事内容
- ・事業説明 （1）景観・屋外広告物について
（2）地域制緑地保全事業について
 - ・議事 ・「JR 浜松駅北口広場等へ設置する屋外広告物許可設置基準」
の改正について（意見聴取）
 - ・報告事項 ・市民の森の寄附受入について（富塚東地区 中区富塚町地内）
- 6 会議録作成者 緑政課 緑地保全グループ 藁科
土地政策課 景観推進グループ 飯尾
- 7 記録の方法 発言者の要点記録
録音の有無 無
- 8 会議記録

1 委嘱式

2 開会

3 事業説明

(1) 景観・屋外広告物について（土地政策課）

黒田会長

〔議案について事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）

〔説明〕（景観・屋外広告物について）

－質疑応答－

（なし）

(2) 地域制緑地保全事業について（緑政課）

黒田会長

〔議案について事務局の説明を求める〕

事務局（緑政課）

〔説明〕

－質疑応答－

正木委員

地域制っていうのはどういう意味で名前がつけられていますか。

事務局（緑政課）

地域制につきましては緑地の中に施設緑地と地域性緑地の2種類があり、その中で公園などの都市公園緑地と施設緑地、それ以外の緑地を地域制緑地としています。

正木委員

樹木の移動に関するガイドラインという、遺伝子を調べて、移動制限を考えた方がいいという目安の物がでています。

15年位前の話になりますが、いろいろな苗などを植える地域性植物適応委員会

という団体があります。例えば、この地域のものはここから外に出してはいけないとか、ここに植えるのはこのエリアの中で種を取り、挿し木をして苗を作ったものを植えた方がいいという、そういうものがあります。

例えばエコパ周辺を開発するとき小笠山は、特定の隔離された植物があの一帯にあって、外からは持ち込まないようにしようとするところがありました。更に伊豆半島というのは太平洋にあった島がよって来てそこにぶつかってできた半島ゆえに、伊豆半島だけは特異な植物が多いところなのです。したがって、例えばサクラについて云うとカワヅザクラのようにオオシマザクラを母体にして、いろいろなものが交雑してできた独特のサクラが多いところなのです。なので、三島の国立遺伝子学研究所は世界的に貴重な遺伝子を全部集めているところなのです。すこし話が横にそれますが、地域性の植物というのはそういう意味で、地方地方で独特の遺伝子を持ったものを指して言う名称になっています。そのような意味で間違いやすいですから、どういう意味で「地域制」って名前を使うのか。性質の性が本当だと思うのですが。「制」を一般的にどのような意味で使っていますか。国交省でもいわゆる公園などでそのような名前を使っていますか？

事務局（緑政課）

はい、「地域制緑地」というのは使っています。

正木委員

そうですか。

事務局（緑政課）

「地域性」というのは、「りっしんべん」の方で、正式には国交省で使っているのは「地域緑地」っていうことで「せい」は入っていなかったと思います。確認します。

正木委員

「地域緑地」ならば、まだ良いと思います。この「制」を外してもらった方がいいですね。

事務局（緑政課）

「地域制」ということが一般的に普及しているかどうかは別としまして、ご意見を参考に検討させていただきたい。

黒田会長

ちなみに、用語としてはあまり一般の方が知ってる単語ではないということは明らかですか。

事務局（緑政課）

「地域制緑地」というのは、保全制度を使った活用ということで、りっとうへの「制」を使用しています。

黒田会長

わかりました。ご検討あるようなのでお願いしたいと思います。

正木委員

それから、もう一点。マツクイムシの防除もずいぶん……枯れてきているか、残すべき松もほとんど残ってない状況があるのですが、これは薬剤散布の方がメインですか？注入の方がメインですか？

事務局（緑政課）

名松の事業は、保存樹や保存樹林に指定されているマツに対して、注入または薬剤を根の周りにまく方法で実施しています。

正木委員

言いにくいことですが、樹幹注入に関しては普通の人にやらせないでください。木を腐らせるもとになっています。

事務局（緑政課）

施工は造園屋さんです。

正木委員

そうではありません。（造園屋さん）にお願いすることになってはいますが、実態について最近見て分かりましたが、皆農薬の販売店に丸投げなのです。もう何年も前から姫街道のマツはボロボロですし、あちこちのマツが縦に腐り、亀裂が入っていて、これは何故か最初は分からなかったのです。注入した時に薬液が、キシレンやトルエンのようなもので薬剤を溶かしている溶媒があるのですが、これが形成層に入っていくと、そこ部分が全部腐るのです。なので、そこは太ってこない、太ってこないだけでなく、辺材の腐朽が起こって遂には、心材も腐朽して中が腐ってしまうのです。

最初は理由が分からなかったのです。全部ノズルがこういう風になっており、ドリルがまっすぐ円柱状なこともあることです。穿孔の一番外の皮にノズルの太いところが引っかかります。そうすると孔の上部まで液がくるわけです。すると全部しっかりとやっけていても形成層のところに当たってしまいます。そこを慎重にするということもあり、やるならばせめて皮は全部剥いで辺材を露出させてから打つ。しかもそれもどこでもいいわけじゃなく、人間で言うならば血管注射と同じ原理で、樹皮下へ入れたのでは、皮下注射になって、ここが壊死してしまう。だから血管にちゃんと入るように、辺材の栄養を一番吸っていきそうところを狙い斜めに、つまり接線方向に穴を開ける、ということで行います。

黒田会長

なかなか細かいことで分かりづらいと思ったこともあります。やり方に関して、ご担当の課も当然業者は専門だと思いますので・・・。

事務局（緑政課）

一度確認してみます。正直言って施工後のチェックはあまりしておりません。やはり木は生き物ですし、何年か経って、「防除した木がどうだったか」というのはある一定の時をもって検証しないといけないと思いますので、今のご意見を参考にさせていただいて現状を見させていただきたいと思います。

黒田会長

やり方、運用管理、フォローアップというか、そのあたり考えていただいて。

事務局（緑政課）

先程の樹幹注入も一つの対象なのですが、そのほかに土壌埋設のほうも対象にしていますが、どちらかっていうと注入の方が多い状況です。

黒田会長

悩ましいですけど、やり方に関してはご提起を・・・。

4 議事

「JR 浜松駅北口広場等へ設置する屋外広告物許可設置基準」の改正について（意見聴取）

黒田会長

〔議案について事務局の説明を求める〕

事務局（土地政策課）

〔説明〕

－質疑応答－

坂田委員

広告収入を上げることが事業の目的ではなく、上げた収入をまちづくりやまちのにぎわいの創出に充てることが主旨だと思いますが、そうした時に、広告収入を上げることにのみでなく、まちなかで行われている様々なイベントなどの告知をする場所があまりないように感じます。まちなかでイベントが開催され、その場所に行けば告知がされているのですが、せっかくにぎわい協議会が携わっている事業ですから、告知する場所がないのは残念です。告知によって広告収入を上げられるわけではありませんが、告知する場所が必要ではないかと思います。

事務局（土地政策課）

エリマネ事業につきましては、毎年、路上屋外広告物連絡協議会で事業報告を受けていますので、その際に市からもPRについては必要性を伝えていきたいと思えます。

金田委員

今回の変更で広告の面数が増えて、かたまりで見えるようになるわけですが、例えば3つならんでいる広告が、なるべくバラバラな内容にならないような広告営業をしていただき、そういうスポンサーについていただきたいと思えます。例えば、並んでいる広告がそれぞれ異なるメーカーであったり、競合するようなものであったりすると、双方にもメリットがありませんし、景観的にも良くないということが起こり得ますので、広告内容の審査の際に検討していただきたいです。

それと、一番慎重に検討していただきたいのは、門型柱の部分です。それほど広告が付かないとは思いますが、付いた場合の景観が心配です。

事務局（土地政策課）

貴重なご意見ありがとうございます。にぎわい協議会に伝えます。

坂田委員

個人的には、階段への広告掲出はやめていただきたいです。例えば、1段ごとに「浜松餃子」「浜松餃子」と連呼するような広告はやめた方がいいです。あそこの階段は皆さんあまり利用せず、エスカレーターを使うことが多いイメージがありますので、階段を上手く使おうというアイデアとしては良いと思えます。例えば、だまし絵のような、角度によって見るとか、離れて見たら大きな美術的にも変化のある美しいものであれば良いと思えます。あそこは浜松の顔だと思いますので。

事務局（土地政策課）

J R 浜松駅の北口に当たりますので、当然景観にも配慮したものが必要であると思いますので、審査をしっかりと、景観に配慮したものとなるようにします。

坂田委員

J R 浜松駅北口広場は割とよくコンサートが行われていたりしますが、階段下でコンサートをして階段に腰かけて聞いたりだとかの使い方ができないかなと思いましたので、階段にあまり広告掲出してしまうのはどうかなと思いました。

黒田会長

実際に広告の枠組みをもらって運用する方の判断によるものだと思いますので、こういう意見があったことを伝え、検討していただきたいと思います。

今この資料では、広告部分はすべて緑になっていますので、実際にどういう広告ができるかは分からない部分がありますが、かといってあまり規制することにより活動自体が抑えられてしまうのはどうかなとも思いますので、景観と規制のバランスをとっていただきたいと思います。

正木委員

道路占用の弾力的な扱いとは、具体的にはどういうものですか。

事務局（土地政策課）

道路区域は屋外広告物の掲出が禁止されていますが、広告収益が地域における公共的な取り組みに充当されるのであれば、そのエリアにおいては規制を緩和して道路占用の許可をしても良いという国交省通知に基づく取扱いです。

正木委員

その一つがバス停上屋の広告物ですね。他に適用されているものはありますか。

事務局（土地政策課）

浜松市内では、スーパー防犯灯があります。他都市では札幌や横浜などで事例があります。

金田委員

坂田委員が先程、イベントの情報をというお話をされましたが、先日鹿児島に行った際に、歩道上に大きなポスター枠がありました。それは両面を使用していて、片面には映画のポスターなのですが、片面は市内の様々な催しの告知をするスペースになっているものがありました。エリマネ広告事業なのかどうかは分かりません

が、道路占用をしている例だと思えます。

黒田会長

それでは、新たな広告物の掲出方法に関しては、広告内容などについて様々なご意見をいただきましたが、広告物の基準を改正するという点については、諮問の内容に対して異議なしということによろしいでしょうか。

委員

(異議なし)

黒田会長

ただ、ご意見をいただきましたので、それに関してはご検討いただきたいと思えます。

5 報告事項

市民の森の寄附受入について（富塚東地区 中区富塚町地内）

黒田会長

〔議案について事務局の説明を求める〕

事務局（緑政課）

〔説明〕

－質疑応答－

坂田委員

市民の森について、プレートなどはありますか。

事務局（緑政課）

市民の森にプレートはございません。

坂田委員

(場所がどこであるのか) 全然わかりません。

事務局（緑政課）

市民の森には市で持っている部分と、個人の方が持っている部分がありますので、インターネット上では場所について図面で示しているのです。実際市民の森には立

入ができないものですから現地での表示はしていません。

黒田会長

色々難しいですね。

事務局（緑政課）

市有地の市民の森は、たけのこ掘り等の活動をしたいという話があれば、そこに入って活動してもらうなどの活用をしていただいております。あくまで市の土地の中に限ります。

坂田委員

要望を考えた方がいいですね。

事務局（緑政課）

インターネットで位置図だけは示していますが、他に示せるものがあれば考えていきたいと思います。

正木委員

写真②は竹が見えますが、この竹が隣接した他の民地へ広がっていくことでクレームはないですか。

事務局（緑政課）

もちろんあります。境については境界線から2メートルほど伐採をしている状況です。酷くなるようなら根止めとして、侵入できない様にしています。

正木委員

なかなかたいへんですね。

事務局（緑政課）

都市の緑を守るということは非常にいいことです。木は成長します。しかし木は成長するにつれ、周りに住んでいる人に対して、日が当たらない、暗くなるといった苦情は来ますが、結構バッサリ切らないと那些人たちの要望に応えることはできません。その場合、そもそも「市民の森とは何か」という矛盾がありまして、そのあたりも市民の森制度を少しずつ見直していかないとはいけません。このままではせっかく緑を守っているのに地域住民の方からは疎まれるという、そのような状況の場所もあるので色々考えていかなければいけないかもしれません。

黒田会長

全体を通じてご意見や質問等がございますか。

坂田委員

(第3回けんちく夜会についてのご案内)

黒田会長

それでは、以上で議事を終了します。進行を事務局へお返しします。

6 閉会

<資料一覧>

- ・ 景観・屋外広告物について（事業説明）
「景観・屋外広告物について（事業説明）」資料
- ・ 地域制緑地保全事業について（事業説明）
「地域制緑地保全事業について（事業説明）」資料
- ・ 「JR 浜松駅北口広場等へ設置する屋外広告物許可設置基準」の改正について（意見聴取）
『JR 浜松駅北口広場等へ設置する屋外広告物許可設置基準』の改正について
（意見聴取）」資料
- ・ 市民の森の寄附受入について（富塚東地区 中区富塚町地内）（報告事項）
「市民の森の寄附受入について（富塚東地区 中区富塚町地内）（報告事項）」資料

9 会議録署名人

会 長 _____

委 員 _____